別紙

岡谷市　住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
２０２６年４月策定

１．目的
住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急に促進するため、住宅の所有者に対して住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることを目的とする。

２．位置付け
アクションプログラムは、岡谷市耐震改修促進計画（第Ⅳ期）第２「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づいた具体的な行動計画である。

３．対象区域
アクションプログラムの対象区域は、岡谷市全域とする。

４．対象建築物
アクションプログラムの対象建築物は、原則として１９８１年（昭和５６年）５月３１日以前に着工された住宅（長屋、共同住宅及び賃貸住宅を除く）とする。

５．取組期間
アクションプログラムの取組期間は、２０２６年度から２０３０年度までとする。ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しや期間延長などを検討する。

６．住宅所有者に対する意識啓発
対象区域内の住宅所有者に対してダイレクトメール等を送付し、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行なう。

７．耐震診断実施者に対する取組
耐震診断を実施しても耐震改修に至らない住宅所有者に対して、耐震改修の意向を確認する。

８．その他の普及啓発活動
住宅所有者に対する意識啓発と併せて、下記の啓発活動等を引き続き実施していく。
- 広報誌及びチラシ配布による周知
- 出前講座の設定
- 耐震相談会の開催
- 市主催の区の防災訓練等における周知
- 耐震改修実施業者リストを作成し、市のホームページに公表
- 耐震改修事業者の技術力向上を図る講習会を長野県と連携して実施

９．住宅耐震化に係る支援目標
各年度において、住宅耐震化に係る支援目標を掲げる。

１０．実績の自己評価及び公表
当該年度ごとに、市の取組み内容、耐震診断及び耐震改修補助の実績を自己評価すると共に、取組み内容及び実績を、市のホームページに公表する。